理事会ニュース

第36期第5号(通算NO. 350)

平成26年 1月10日

市川ハイツ管理組合理事会発行

明けましておめでとうございます 本年もよろしくお願い申しあげます 市川ハイツ管理組合 理事/監事一同



2014.1.1./7:15・・初日の出・・

午年・・・左馬 (ひだりうま) は「福」を運んで来ると言われております。 市川ハイツ管理組合も36歳に入ります。まだまだ働き盛りの歳と思われますが、傷んだ躯体 (からだ) は労 (いたわ) らなければ長生きはできません。 居住の皆様に対しましても、言われている大震災を馬 (うま) く乗り切って幸運が馬 (うま) く転がり込みますようにお祈り申し上げます。

理事会も「居住者の命を守る〜毎日の生活を守る」をモットーに、残りの 任期を努めたいと思っております。ご支援をお願い申しあげます。

I. 脱法シェアハウス (=違法貸しルーム) について

(1) リフォーム業者らしき者が、突然マンション管理室に来て、入館カード 12枚を要求してきました。管理員は理事長にその旨報告し、理事長は当 該業者に説明を求めました。

業者は、各室を上下3段、左右2段に仕切り、計12区画にし、そこに12人を住まわせるとのことで、区分所有者から承諾済みであると言っています。 業者は区分所有者の依頼により明日から工事にかかるが、工事ができなければ管理組合に損害賠償を請求すると言ってきた。・・・と言う話を聞きました。

- (2) 今いわゆる脱法シェアーハウスについて、新聞を賑わしております。 報道では、江戸川区並びに文京区のマンションを取り上げておりましたが、 都内にはこうした報道されないマンションは相当数に登っているとの情報 もございます。実態ははっきりしておりません。
- (3) 国交省は、こうした事態に対して極めて異例とも言えますがマンション管理組合に直接、注意を呼び掛けました。

「違法貸しルームへの対応について〜居住者・区分所有者・管理組合のみなさまへ」と題して別添の通り国交省のHPに掲載しております。

(4) 国交省からも管理組合宛に注意を呼び掛けている事態、隣の江戸川区に は実例もあることを考慮すれば、当ハイツにおいても対岸の火事とばかり は言っておられません。何らかの対応が必要と思われます。

上述のように、こうした業者は行儀良く「専有部分の工事許可申請」を提出して来るとは限りません。突然やってきて、直ちに工事許可を出さないと、損害賠償を求めると言いがかりをつけるかもしれません。場合に依っては無届けのまま工事を実施するかもしれません。

(5) いつの間にか、正体不明の人物が何人も当ハイツ内を往来する様を認める訳には参りません。常日頃の組合員相互の情報を交換しアンテナを高くして、咄嗟の対応に齟齬のないようにしたいものと思います。

Ⅱ. 臨時駐車場対応について

- *当市川ハイツの来客用駐車場はA棟B棟とも各3台分ございます。ゼブラ ゾーンを含む所定場所以外での駐車は固くお断り致します。
- *多くの方々にご利用して頂く為に、長期の利用や一住戸で複数の利用、 同一人の継続的利用はご遠慮願います。
- *近隣にコイン駐車場等もございますので、極力そちらへの誘導をお願い申し上げます。

《参考》徒歩3~4分程度で鬼高歩道橋を渡った先のJR総武線高架下駐車場は、24時間の上限600円、日中200円/60分、夜間100円/60分となっております・・新川通り側の高架下より進入します。